

家きん農場における飼養衛生管理の徹底について



今般、南米のチリにおいて、七面鳥の新型インフルエンザ感染（H1N1亜型ウイルス）が確認されました。

つきましては、本疾病の侵入およびまん延防止に万全を期すため、当面、次のとおり家きん農場における立入制限等の飼養衛生管理の徹底をお願いします。



家きんへの「新型インフルエンザ」感染防止！！

1. 農場の管理者は、インフルエンザ様疾患を呈している従業員や関係者（家族、飼料運搬業者、薬品納入業者、獣医師等）を農場へ立ち入らせないようにするとともに、人、車両の立入等に関する記録を保存すること。
2. 農場の従業員や関係者は、農場への立入に際して、日頃より実施している手袋、作業靴、作業衣等の着用に加え、入退場時の消毒を励行すること。
3. 獣医師は、インフルエンザ感染の疑いがある家きんを診察する際には、マスク、手袋等の感染防御措置を講じるとともに、他の家きん農場を訪れる際には器具等の消毒、着衣の交換等感染拡大防止のための対策を講じるほか、訪問した農場に関する記録を保存すること。



【家畜の病気等に関するご相談は…】

山梨県東部家畜保健衛生所 ・ 山梨県東部家畜自衛防疫推進協議会 電話 055(262)3166 FAX 055(262)3108